

閣郵委第34号の1

平成19年9月6日

金融庁長官

佐藤 隆文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成19年9月3日付け金総第2066号・総郵貯第161号の2をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令については、本日の郵政民営化委員会において示された内容のとおり改正することが適当である。

閣郵委第34号の2

平成19年9月6日

総務大臣

増田 寛也 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成19年9月3日付け金総第2066号・総郵貯第161号の2をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令については、本日の郵政民営化委員会において示された内容のとおり改正することが適当である。